



## リーグ運営部会規程

### 第1条〔目的〕

本規程は、Wリーグ規約第4条第2項に基づき、リーグ運営部会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

### 第2条〔設置〕

理事会の諮問機関として、リーグ運営部会を設置する。リーグ運営部会は当法人の業務全般について随時意見を具申する。

### 第3条〔組織及び構成〕

- (1) リーグ運営部会は、各会員のバスケットボールチームの部長及び代表（以下リーグ運営部会委員）をもって組織する。
- (2) リーグ運営部会は、リーグ運営部会会長1名、リーグ運営部会副会長2名を置く。

### 第4条〔任期〕

- (1) リーグ運営部会委員の任期は2年とする。ただし、増員または補欠のため選任されたリーグ運営部会委員の任期は、他のリーグ運営部会委員の任期が満了すべき時までとする。
- (2) リーグ運営部会委員は、再任されることができる。
- (3) リーグ運営部会委員は、原則として任期途中において変更することはできない。但し、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

### 第5条〔招集〕

リーグ運営部会は、原則として毎月1回招集し、その他必要があるごとに随時招集するものとする。

### 第6条〔議長〕

リーグ運営部会の議長は、リーグ運営部会会長またはリーグ運営部会副会長が互選によりこれに当る。

### 第7条〔権限〕

- (1) リーグ運営部会は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- (2) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、リーグ運営部会の審議を経るものとする。
  - ① リーグ運営の基本方針に関する事項
  - ② 事業計画および事業報告に関する事項
  - ③ 予算および決算に関する事項
  - ④ 選手登録に関する事項
  - ⑤ 試合実施に関する事項
  - ⑥ スポンサー契約に関する事項
  - ⑦ 公衆送信権に関する事項

## ⑧ 商品化権に関する事項

### 第8条〔定足数および決議要件〕

リーグ運営部会の決議は、リーグ運営部会委員の過半数が出席し、その出席リーグ運営部会委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### 第9条〔関係者の出席〕

- (1) 会長・副会長・専務理事・事務局長および事務局員は、リーグ運営部会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) リーグ運営部会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

### 第11条〔議事録〕

リーグ運営部会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これを事務局に保存する。

### 第12条〔事務の統括〕

リーグ運営部会に関する事務は、WJBL事務局長が統括する。

### 第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

### 第14条〔施行〕

本規程は、平成27年10月1日から施行する。

### 第15条〔付則〕

平成29年5月26日 改正

令和4年10月6日 改正